

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第14報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 市内 (1月15日公表時点)

陽性確認月	～令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月～	合計
患者数	9人	28人	4人	41人

(2) 県内 (島根県ホームページより 1月15日公表時点)

市町村	患者数	うち死亡者
松江市	164人	0人
出雲市	41人	0人
安来市	12人	0人
浜田市	9人	0人
雲南市	3人	0人
益田市	1人	0人
邑南町	1人	0人
県外	2人	0人
合計	233人	0人

※入院または宿泊療養中：20人

(3) 国内及び世界 (厚生労働省「報道発表資料」より 1月14日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	302,623人	4,233人
クルーズ船(ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国(191の国・地域)	92,043,348人	1,974,542人
合 計	92,346,683人	1,978,788人

新型コロナウイルス感染症国内発生動向 (報告日別新規陽性者数) 【1月14日公表時点】
 (厚生労働省「報道発表資料」より)



2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議 等

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（計 25 回開催）（1 月 15 日現在）

※参考：これまでの本部設置状況

令和 2 年 1 月 30 日	出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置（計 3 回開催）
3 月 4 日	出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
4 月 7 日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
5 月 25 日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
令和 3 年 1 月 8 日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

①市長記者会見

（4 月 16 日、25 日、30 日、5 月 7 日、20 日、6 月 2 日、12 日、7 月 15 日、27 日、8 月 24 日、9 月 4 日、30 日、11 月 20 日、12 月 18 日、23 日）

②市長メッセージの発出

（4 月 8 日、10 日、14 日、20 日、25 日、27 日、5 月 15 日、28 日、6 月 19 日、7 月 15 日、28 日、8 月 10 日、14 日、11 月 26 日、12 月 6 日、7 日、14 日、25 日、1 月 8 日、14 日）

③各広報媒体での周知

（広報いずも（6 月 1 日臨時号、10 月 20 日別冊特集号）、新型コロナウイルス感染症対策啓発広報紙（12 月 18 日）、市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送）

④新型コロナウイルス感染症対策の啓発用CM動画（11 月 30 日から放送）

⑤関係団体等への情報提供、注意喚起

⑥新型コロナウイルス感染症患者が確認された市内店舗の利用者に、感染拡大防止に関する呼びかけ（12 月 14 日～1 月 8 日、1 月 14 日～）

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

（1 月 8 日現在）

相談内容	相談窓口	相談件数	
		～12/15	12/16～
健康一般相談	健康増進課	759 件	37 件
特別定額給付金に関する事	政策企画課	約 9,043 件	1 件
町内会、自治会活動に関する事	自治振興課	38 件	0 件
小学校、中学校に関する事	教育政策課	332 件	1 件
保育所、幼稚園に関する事	保育幼稚園課	366 件	1 件
スポーツ、文化活動に関する事	文化スポーツ課	47 件	1 件
雇用に関する事	産業政策課	25 件	1 件
中小企業への支援に関する事	商工振興課	2,109 件	83 件
市税・保険料の徴収猶予等の相談	収納課、保険年金課 高齢者福祉課	765 件	23 件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川六道水道企業団	34 件	0 件
市営住宅の減免に関する事	建築住宅課	26 件	0 件
市営住宅の提供に関する事	建築住宅課	7 件	0 件
その他（防災安全課、各行政センター等）		363 件	3 件
合計		約 13,914 件	151 件

※12/16～：新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について（第13報）の報告以降

※一般相談窓口の開設曜日・時間

期間	開設時間	
4月10日～4月24日	平日	8:30～17:00
4月26日～5月17日	土日休日含む	8:30～20:00
5月18日～7月14日	平日	8:30～17:00
7月15日～8月16日	土日休日含む	8:30～20:00
8月17日～12月5日	平日	8:30～17:00
12月6日	日曜	13:30～20:00
12月7日～12月14日	平日・土日	8:30～20:00（土日は8:30～17:15）
12月15日～ 現在	平日	8:30～17:15

(4) ワクチン接種に係る対応

- ・新型コロナウイルスワクチン接種に向けた準備チームを設置（1月14日）

(5) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・昼休みなどに来庁している業者の入庁制限の実施
- ・職員等に対し、感染防止策（マスク着用、手洗いの徹底）、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ（COCOA）の導入、会合・会食は、利用施設での換気や消毒など感染防止策が講じられている場所を利用

(6) 市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、使用料を求めない。

②市が主催するスポーツ・文化イベント等の開催、中止、延期、規模縮小等の判断目安の期間の延長について（11月27日）

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。

時期	収容率		人数上限
12月1日 ～2月28日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 〔席がない場合は適切な間隔〕	50%（※）以内 〔席がない場合は十分な間隔〕	

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

③市内での感染症患者確認を踏まえた公共施設の臨時休館等

ひらた健康福祉センター健康教育部門：令和2年12月12日から当分の間

たき子育て支援センター：令和2年12月11日～12月28日（電話対応のみ実施）

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の購入費補助	26,500

②令和2年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第1弾】 5月補正 (第1回)	17,900,000	①特別定額給付金事業	17,599,000
		②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
		③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500
【第2弾】 5月補正 (第2回)	1,300,000	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
		②地域商業等再起支援事業	100,000
		③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
		④中小企業融資資金貸付事業	10,000
		⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
		⑥生活資金支援給付金事業	18,000
		⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
		⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
		⑨就学援助事業	10,000
		⑩ICT教育環境整備事業	577,600
		⑪学力向上推進事業	6,000
		⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
		⑬庁舎等管理費	7,900
	減額補正	▲56,200	
【第3弾】 6月補正 (第4回)	1,000,000	①中小企業緊急支援給付金事業	310,000
		②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
		③宿泊施設特別支援給付金事業	55,400
		④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
		⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
		⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業	286,000
		⑦観光業応援クーポン券発行事業	160,000
		⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000

		⑨防災対策費	50,000
		⑩デジタルファースト推進事業	15,000
		⑪妊産婦支援給付金事業	46,800
		⑫障害者総合支援法施行事業	7,800
		⑬意思疎通支援事業	1,000
		⑭小学校管理費・中学校管理費	13,000
【第4弾】 7月補正 (第5回)	2,000,000	①地域商業等再起支援事業（追加）	600,000
		②出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業（追加）	270,000
		③国・ひとり親世帯等臨時給付金事業	245,000
		④各種児童福祉施設管理運営費	98,000
		⑤生活資金支援給付金事業（追加）	36,000
		⑥ICT教育環境整備事業（追加）	464,000
		⑦校舎リフレッシュ事業	176,500
		⑧学校図書館活用事業	15,000
		⑨小・中学校及び幼稚園における保健衛生 用品等の購入費（追加）	45,400
		⑩会計年度任用職員等任用費	1,700
		⑪各種指定管理施設管理運営費	48,400
【第5弾】 9月補正 (第7回)	400,000	①一畑電車活性化事業	53,400
		②出雲生活バスサービス事業	77,150
		③出雲空港整備利用促進事業	3,350
		④冬の出雲誘客キャンペーン事業	100,000
		⑤修学旅行費支援事業	18,000
		⑥保育所・放課後児童クラブ等従事者応援 協力金事業	131,700
		⑦乳幼児健康診査事業	2,900
		⑧新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 啓発事業	9,500
		⑨新型コロナウイルス感染症対策基金積立 (追加)	4,000
【第6弾】 12月補正 (第8回)	240,000	①各種指定管理施設管理運営費	99,800
		②民間譲渡施設特別支援給付金事業	5,000
		③市長・市議会議員選挙費	3,300
		④地域生活支援事業等受入体制強化事業	8,600
		⑤生活資金支援給付金事業（追加）	26,000

	⑥私立認可保育所特別事業補助	23,000
	⑦校舎リフレッシュ事業（小学校・中学校）	202,600
	⑧決算見込に基づく減額補正	▲128,300

令和2年度（国民健康保険事業特別会計）

（単位：千円）

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第5弾】 9月補正 (第1回)	8,000	国民健康保険料減免に伴う過年度保険料還付金	8,000

（2）各種支援事業の給付状況等

（1月8日現在 金額単位：円 執行率：％）

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
住居確保給付金	平成27年 4月1日	未定	27	4,463,300	100
出雲市中小企業信用保証料補助金	4月1日	3月31日	107	14,156,644	50.6
水道料金・下水道使用料の支払猶予	5月1日	未定	32	456,236	—
後期高齢者医療保険料の減免	5月1日	未定	8	827,880	—
傷病手当金	5月12日	3月31日	0	0	—
徴収猶予（個人）	5月14日	2月1日	59	13,287,413	—
徴収猶予（法人）	5月14日	2月1日	60	167,421,700	—
市営住宅家賃の減免	5月21日	未定	8	181,800	—
生活資金支援給付金	5月26日	3月31日	859	69,975,000	73.4
出雲市中小企業等緊急支援給付金	5月26日	2月1日	3,397	457,400,000	55.1
出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金	5月26日	3月20日	15	8,909,000	89.1
農林水産物販売活動支援補助金	5月26日	3月31日	9	5,000,000	100
国民健康保険料の減免	6月18日	3月31日	135	35,114,167	—
介護保険料の減免	6月18日	3月31日	60	4,850,565	—

事業名	事業 開始日	申請受付 終了日	件 数	金 額	予算 執行率
妊産婦支援給付金事業	6月30日	1月31日	2,111	42,220,000 (1月末支払予定含)	93.5
在宅障がい者等相談支援事業	7月1日	3月31日	0	0	0
各種児童福祉施設管理運営費加算(児童クラブ等)	8月1日	3月31日	54	50,760,190	83.2
ひとり親世帯等臨時給付金(国制度)	8月3日	2月28日	3,484	224,840,000 (1月末支払予定含)	95.07
出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	8月7日	食事券使用期限 3月31日	販売組数 100,000	各世帯向け発行金額 500,000,000	食事券発行率 100.0
出雲市飲食店感染症予防支援事業(店舗向けステッカー交付事業)	8月26日	3月31日	申請店舗数 167	委託料 8,000,000	100
出雲生活バスサービス事業補助金	9月25日	3月31日	0	0	0
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	9月26日	3月31日	0	0	0
修学旅行費支援事業	10月13日	3月31日	1	249,480	1.4
冬の出雲誘客キャンペーン事業	10月22日	3月31日	—	94,631,400	94.6
保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金事業	12月18日	3月1日	1,990	99,500,000	77.8
各種指定管理施設管理運営費(収支不足分)	12月21日	3月31日	0	0	0
地域生活支援事業等受入体制強化事業補助金	12月21日	3月31日	0	0	0
私立認可保育所特別事業補助金	12月25日	3月31日	0	0	0
病児・病後児保育事業補助金	12月25日	3月31日	0	0	0
令和3年度固定資産税・都市計画税の減額	1月4日	2月1日	16	—	—
民間譲渡施設特別支援給付金事業	1月4日	3月1日	0	0	0
特別定額給付金事業	5月7日	8月21日	66,932	17,463,400,000	99.9
児童クラブ利用自粛・閉所時保護者負担金の減免	5月8日	6月30日	762	664,925	—

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
保育所登園自粛・閉所時保育料の減免	5月8日	6月30日	2,604	14,311,520	—
住居確保困難者支援給付金	5月26日	8月13日	22	1,980,000	73.3
子育て世帯臨時特別給付金事業	6月1日	9月30日	13,609	239,960,000	99.98
就学援助事業（昼食費補助）	6月1日	8月31日	1,728	13,771,000	100
地域商業等再起支援事業補助金	6月15日	11月30日	1,131	564,988,000	80.7
宿泊施設特別支援給付金	7月1日	9月30日	63	46,500,000	100
タクシー事業者等特別支援給付金	7月1日	9月30日	16	20,750,000	100
ひとり親世帯等臨時給付金（市制度）	7月8日	支給終了 7月31日	1,228	81,040,000	95.34
各種指定管理施設管理運営費（キャンセル料免除減収分）	7月31日	8月31日	49	43,718,000	90.3
観光業応援クーポン発行事業	8月1日	クーポン券使用期限 12月31日	配付組数 50,000	宿泊者向け配付金額 150,000,000	配付率 100.0
一畑電車沿線地域対策協議会負担金	9月25日	11月16日	1	53,404,000	100.00
21世紀出雲空港整備利用促進協議会負担金	9月25日	10月26日	1	3,350,000	100.0

（3）新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（6月1日～）

（1月8日現在 金額単位：円）

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	75	5,067,206

4. 市内の状況

(1) 各部署が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況（1月8日現在） (1)出雲縁結び空港： <ul style="list-style-type: none"> JAL東京線 現在2往復運航 大阪線 現在2往復運航 福岡線・隠岐線 通常運航中 FDA名古屋線・静岡線・仙台線 通常運航中 神戸線 運休 (2)JR：通常どおり運行中 (3)一畑電車：通常どおり運行中 (4)高速・空港連絡・観光バス：一部運休 (5)市内路線バス：通常どおり運行中 ・コミュニティセンターは、感染防止策を図りつつ、住民を集めて行う主催事業を徐々に再開。コミュニティセンターの貸館や団体支援業務についても、感染防止策について市からの情報を提供し、対応可能なものから再開 ・中学生、高校生の姉妹都市等への訪問事業中止 (アメリカサンタクララ市・フィンランドカラヨキ市)
総務部	<p>【市内の私立高校・中学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出雲北陵高校、中学校：非接触型の体温測定装置を生徒昇降口に2台設置。手洗い、マスク等の対策を徹底するとともに、暖房の使用開始後も、休み時間の窓開け換気を継続。 ・出雲西高校：生徒・教員ともに毎朝の検温を義務付け、メールで報告させている。手洗い、マスク等の対策を徹底する。 <p>【市内の専門学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校、出雲コアカレッジ：県や国からの通知等を学生に伝え、県外在住者との会食は飲酒の有無にかかわらず自粛し、5人以上での飲食を控えるよう指導している。 ・出雲医療看護専門学校：県や国からの通知等を学生に伝え、県外在住者との会食は飲酒の有無にかかわらず自粛し、5人以上での飲食を控えるよう指導している。 実習や国家試験等を控えている学生は、帰省や移動を禁止しており、毎日の健康観察を義務付けている。1、2年生は当面全てオンライン授業としている。 <p>【市内の大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学医学部：学生のキャンパスへの入構は原則禁止を継続中で、実習を除きオンライン授業としている。1月18日から医学科5年生の臨床実習と、看護学科2・3年生の臨地実習がスタートするが、実習生全員に抗原定量検査を受検させる。 飲酒を伴う会食は自粛し、5人以上の飲食は控えるよう指導している。

<p>市民文化部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関して、対象者になるかなどの相談が 22 件あった。 ・生涯学習講座は 8 月から再開しているが、島根県立大学出雲キャンパスと共催する講座は今年度すべて中止とした。 ・市立図書館全館では、4 月 20 日から 5 月 31 日まで、一部のサービスについて利用制限を実施し、6 月 1 日に制限を解除した。利用制限期間中の貸出人数及び冊数は、例年に比べかなり減少した。 ・出雲弥生の森博物館、荒神谷博物館は、利用制限していた体験コーナーなどの施設・サービスを 7 月 6 日から一部を除き再開した。また、10 月 15 日には、博物館ガイドなどの利用制限を一部緩和した。 ・令和 3 年 1 月 10 日に開催予定としていた出雲市成人式は、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、延期を決定した。(12 月 18 日) 延期に伴う開催時期は来年度以降とする。
<p>経済環境部</p>	<p>(1) 市内の経済状況</p> <p>① 商工業への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショッピングセンターでは、12 月、1 月の売上について、年末年始のオードブル、土産物等は落ち込んだものの、それ以外は前年と同程度の事業者がある。 ・ホームセンターでは、12 月の売上が前年と同程度、1 月の売上は来客増もあり、前年比 2 割増となっている店がある。 ・飲食業では、12 月上旬の新型コロナウイルスの市内感染・クラスター発生があり、それ以降は宴会のキャンセルが続き、1 月に入っても夜の売上はほとんどない事業者がある。11 月までは好調であった平日昼や週末の売上も前年比 2 割減とのことである。 ・大型宴会場を有している施設では、新年会等の宴会利用が全くなく、会議室利用もわずかとしている事業者がある。 ・自動車関連を含め、製造業においては、操業度や売上が概ね回復傾向にある。 ・建設業においては、前月比、前年同月比、今後 3 か月予測ともに同程度と見通しを立てている事業者がある。〔出雲商工会議所の 12 月期経済動向調査報告〕 <p>② 観光への影響</p> <p>出雲大社周辺の観光入込客数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 月 前年比約 5 割。 ・7 月 4 連休の影響もあり、前年比約 8 割まで回復。 ・8 月 今夏のお盆は、帰省を自粛する、不要不急の外出を自粛するムードがあり、前年比約 6～7 割程度。 ・9 月 前年比約 8 割。 ・10 月 Go To トラベル「地域共通クーポン」開始の効果もあり、前年並みまで回復。 ・11 月 前月から引き続き前年並みを維持。 ・12 月 前年並みを維持。 ・1 月 出雲大社への参拝者(3 が日)は、大雪による影響や分散参拝の呼びかけ等もあり、前年比 2 割程度。

	<p>(2) 市内の雇用情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月の有効求人倍率は、1.41で前月(1.30)から0.11ポイント上昇したが、前年同月比では0.28ポイント下回った。 ・11月の人員解雇数は、5事業所14人で減少傾向にあるが、引き続き注視が必要である。 ・島根労働局が示す県内の雇用情勢判断は、4月以降「注意を要する状況にある」とする判断が、8か月間続いている。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産関連の取引価格が下落していたが、回復傾向(枝肉、子牛、生乳) ・切花の需要減少により、価格低下が続いていたが、回復傾向 ・木材価格や製紙用チップ、合板用原木の出荷量の低迷が続いている。 ・魚価は回復傾向
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの工期延期や資材調達等に関する相談なし ・市営住宅の家賃減免、提供に関する相談受付中
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校について 各校が、授業、学校行事、部活動の実施に際し、最大限感染症対策に努めている。 なお、1月8日から緊急事態宣言の実施が行われた区域への教職員の出張は命令しないとともに、私的な場合においても、当該区域はもとより感染者が多い都道府県への不要不急の移動を自粛するよう求めている。
消防本部	<p>消防出初式について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月11日に挙行予定としていた出雲市消防出初式は、新型コロナウイルスの全国的感染拡大、市内感染者増加傾向を鑑み、中止を決定した。(12月21日) <p>消防団の活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動は実施する。 ・車両、ポンプの点検は協議のうえ感染防止対策を徹底し実施可とする。 ・警戒巡回、会議及び訓練は実施しない。 ・消防団として飲酒を伴う会合は実施しない。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付中
総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「発熱外来・検査センター」の設置(12月1日から運用開始) ※発熱患者の診療、検査(1月13日時点 受診件数 102件) 検査方法：抗原定性検査又はPCR検査(医師判断による) ・病棟においては原則面会禁止(12月7日から当分の間)

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（2月25日）
- ③政府対策本部会議：計52回開催（1月14日現在）
- ④政府専門家会議：計17回開催（7月3日廃止）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策分科会：計21回開催（1月14日現在）

(2) 法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

①新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正

公布日	施行日	主な改正点
令和2年 3月13日	令和2年 3月14日	新型コロナウイルス感染症について、暫定的に新型インフルエンザ等とみなす。

②緊急事態宣言

内容	年月日	対象期間	対象地域
宣言発令	令和2年 4月7日	～5月6日	東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、 兵庫県、福岡県
区域変更	4月16日	～5月6日	対象地域：全都道府県 特定警戒都道府県：13都道府県 東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、 千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、 京都府、兵庫県、福岡県
期間延長	5月4日	～5月31日	対象地域：全都道府県（変更なし） 特定警戒都道府県：13都道府県（変更なし）
区域変更	5月14日	～5月31日	対象地域：東京都、大阪府、北海道、埼玉県、 千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県 特定警戒都道府県：上記8都道府県
区域変更	5月21日	～5月31日	対象地域：東京都、北海道、埼玉県、千葉県、 神奈川県 特定警戒都道府県：上記5都道府県
宣言解除	5月25日		
宣言発令	令和3年 1月7日	1月8日 ～2月7日	対象地域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
区域変更	1月13日	1月14日 ～2月7日	対象地域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、 栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県

③基本的対処方針

【緊急事態措置の主な変更内容】（1月7日変更）

(1)外出の自粛

不要不急の外出・移動自粛の要請、特に、20時以降の外出自粛を徹底

(2)催物（イベント等）の開催制限

別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、要件に沿った開催の要請

(3)施設の使用制限等

- ・飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。）の要請
- ・関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化
- ・飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設（学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く。）についても、同様の働きかけを行う
- ・地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」による、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県に対する支援

(4)職場・出勤

- ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）等を強力に推進
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制

(5)学校等

- ・学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請
- ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応
- ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請

(3) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備（第13報以降の主なもの）

①感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保の取組（12月25日）

- ・入院受入医療機関への緊急支援、確保病床の最大限の活用、院内感染時の対応策、人材確保、高齢者施設等の対応策

②「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」のパブリックコメントを実施（12月24日～1月12日）

《接種順位の基本的考え方》

- 1) 医療従事者、2) 高齢者、3) 基礎疾患を有する者、4) 高齢者施設等の従事者
- 5) その他の者

③新型コロナウイルス感染症の変異株に係る水際対策の強化

- ・英国、南アフリカ共和国からの新規入国、帰国、再入国を一時停止（英国：12月24日～、南アフリカ共和国：12月26日～）
- ・全ての国・地域からの新規入国、帰国、再入国を一時停止（12月28日～）

- ・全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求める。(1月9日～)
- ・ビジネス関係者などの入国緩和策を、一時停止(1月14日～)
- ④Go To トラベルの全国的な旅行に係る一時停止措置を2月7日まで延長(1月7日)
- ⑤新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領の改定(1月8日)
 - ・地域において患者が急増する状況等における調査の優先順位を追記

(4) 緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

対策・予算	財政規模	概要
緊急対応策【第1弾】 (令和2年2月13日)	予備費 103 億円 を講じ、総額 153 億円の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者等への支援 ・国内感染対策の強化 ・水際対策の強化 ・影響を受ける産業等への緊急対応 ・国際連携の強化等
緊急対応策【第2弾】 (3月10日)	財政措置： 約 0.4 兆円 金融措置： 総額 1.6 兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止策と医療提供体制の整備 ・学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応 ・事業活動の縮小や雇用への対応 ・事態の変化に即応した緊急措置等
緊急経済対策 (4月7日) (4月20日変更)	財政支出： 48.4 兆円程度 事業規模： 117.1 兆円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 ・雇用の維持と事業の継続 ・次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復
第1次補正予算 (4月30日成立)	補正額： 約 25.7 兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・強靱な経済構造の構築 ・今後の備え
第2次補正予算 (6月12日成立)	補正額： 約 31.9 兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の拡充等 ・資金繰り対応の強化 ・家賃支援給付金の創設 ・医療提供体制の強化 ・その他の支援(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他) ・新型コロナウイルス感染症対策予備費
「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (12月8日閣議決定)	財政支出： 40.0 兆円程度 事業規模： 73.6 兆円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 ・防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保
第3次補正予算 (12月15日閣議決定)	補正額： 約 19.1 兆円	

○新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（閣議決定）

月 日	内 容	支出額
5月19日	学生支援緊急給付金の創設	531億円
5月26日	医療用マスク・ガウン等の優先配布、診療報酬上の特例的な措置	1,839億円
8月7日	持続化給付金、個人向け緊急小口資金等の特例貸付、検疫体制の強化	1兆1,257億円
9月8日	ワクチンの確保	6,714億円
9月15日	検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、ワクチンの確保等、個人向け緊急小口資金等の特例貸付等	1兆6,386億円
10月16日	雇用調整助成金、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金、農林漁業者の経営継続補助金	5,492億円
12月11日	Go To トラベル期間延長、ひとり親世帯臨時特別給付金	3,856億円
12月25日	更なる病床確保のための緊急支援、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	4,862億円

6. 県の主な対応状況

（1）県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置（1月30日）
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置（3月26日）
県対策本部会議：計22回開催（1月14日現在）

（2）感染拡大防止策・医療提供体制の整備の主な取組

- ①しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」の設置
（一般相談と帰国者・接触者相談センターの電話番号を一本化）（6月1日～）
- ②島根県病床確保計画の策定（7月9日公表）
 - ・入院病床：200床＋予備53床（指定医療機関及び入院協力病院：22機関）
 - ・宿泊療養：98室（玉造国際ホテル45室、県立少年自然の家20室、
県立青少年の家サンレイク33室）
 - ・病床使用率（1月14日24時時点）

入院者数	現在の確保即応病床数	病床使用率	確保病床数	病床使用率
18人	161床	11.2%	253床	7.1%

- ③今冬のインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制の整備（11月1日～）
- ④県立中央病院の救急外来に発熱患者用診察室を整備（12月25日）
- ⑤新型コロナウイルスのワクチン接種支援班を設置（1月14日）
- ⑥PCR検査、抗原検査体制
 - ・PCR検査及び抗原検査能力：778検体／日（12月以降）
県保健環境科学研究所、浜田保健所、島根大学医学部附属病院

・県内検査件数：10,183件（1月14日公表時点）

月日	県内検査件数	
		うち陽性
～12月13日	8,556	168
12月14日～12月20日	788	13
12月21日～12月27日	454	24
12月28日～1月3日	385	9
1月4日～1月10日	今後公表予定	13
1月11日～1月15日	今後公表予定	6
計	10,183	233

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項目	予算(千円)
R元	3月専決 (3月25日)	(1)生活福祉資金の特例貸付 (2)認可外保育施設等の感染拡大防止 (3)障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減 (4)感染症患者入院医療機関の設備整備支援 ※中小企業者等向け及び農業者・漁業者向けの制度融資 資金は3月専決に先立って制度創設	214,270
		(1)医療提供体制の強化 (2)学校における感染防止・臨時休業等への対応 (3)社会福祉施設等における感染防止対策 (4)県内経済を守る施策 (5)県民生活の支援 (6)県行政の体制強化	6,774,066
R2	5月専決 (5月22日)	(1)PCR検査対象の拡大 (2)PCR検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所 の改修 (3)県立学校等における遠隔授業等の環境整備 (4)中小企業者等に対する相談体制の強化	724,345
	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	16,391,101
	7月専決 (7月31日)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,214,448
	9月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 (1)医療提供体制の強化 (2)学校等における感染防止・学習環境の確保 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 (1)県内経済を守る施策 (2)県民による県内消費を喚起する施策	10,833,364

	(3)県内経済を回復させる施策 Ⅲ. 県民生活の支援 Ⅳ. その他 (1)県行政の体制強化等 (2)県立施設の感染症対策	
11月補正	【追加対策】 4,139百万円 Ⅰ. 医療提供体制・感染症対策 (1)医療提供体制の強化 (2)学校等における感染防止・学習環境の確保 Ⅱ. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 (1)県民による県内消費を喚起する施策 (2)県内経済を回復させる施策 Ⅲ. 県民生活の支援 【減額補正等】 ▲482百万円	3,657,171
11月補正 (追加分)	無症状者等の宿泊療養施設整備事業	4,337

(4) 県民への要請（令和3年1月14日）

<p>県民の皆様へ、次のとおり要請します。（要請期間は令和3年2月7日まで）</p> <p>（都道府県をまたぐ移動について）</p> <p>1. 緊急事態措置の対象地域である、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県との往来を控えてください。</p> <p>加えて、特に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のように、保健所による積極的疫学調査の対象を限定することを実施検討している地域との往来は、極力、控えてください。</p> <p>この他に、北海道札幌市・旭川市、福島県、茨城県、群馬県、広島県広島市、長崎県長崎市、熊本県、宮崎県などのように、都道府県から住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断してください。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。</p> <p>ただし、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はありません。</p> <p>（基本的な感染症対策の徹底について）</p> <p>2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き</p> <p>(1) 「3つの密」の回避、(2) 「人と人との距離の確保」 (3) 「マスクの着用」、(4) 「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染症対策に取り組むようお願いいたします。</p> <p>（飲食店の利用について）</p> <p>3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、</p> <p>(1) 「県外の方との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること</p>
--

- (2) 県外から帰省された方がおられるご家庭の方は、帰省者が戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
- (3) 県外に帰省された方も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
- (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えることただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

（冬場の換気の実施について）

4. 冬期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」に示されたとおり、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いします。

（業種ごとのガイドライン遵守について）

5. 事業者におかれては、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を、再度ご確認のうえ、実践いただきますようお願いいたします。

（イベント開催の目安について）

6. イベント開催の目安については、引き続き、「島根県の対応」により、対応をお願いします。

（接触確認アプリの活用について）

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いします。

（事業所での接触低減の取組について）

8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

（誹謗中傷や差別の防止について）

9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

島根県でも、感染者が発生した店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗では、店名公表にご協力をいただいております。

これは店舗を経営されている方が、店名公表による風評被害や減収減益を覚悟の上で、県民の皆様への感染拡大防止のため、ご協力いただいたものであります。

そういった店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は厳に控えていただきますようお願いいたします。

県としましては、全国の感染状況等を従前以上に注視し、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。